第2次 愛川町
男女共同参画基本計画
後期基本計画

【平成30年度～平成35年度】

かがやき愛川パートナープラン

愛川町

はじめに

本町では、男女が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、平成２４年に「第２次愛川町男女共同参画基本計画」を策定し、「人権の尊重による男女共同参画社会の実現」を基本理念に掲げ、さまざまな取組みを進めてまいりました。

こうした中で、国では平成２７年に「第４次男女共同参画基本計画」を策定したほか、女性が仕事と家庭の両立を図り、職業生活において活躍できる環境を整えるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた法整備を進めています。

しかしながら、女性の社会参加は進みつつある一方で、性別による役割分担意識は依然として根強く残っており、男女共同参画社会の実現にはまだまだ多くの課題が存在しています。

そこで、前期基本計画が平成２９年度をもって計画期間の満了を迎えることから、これまでの理念や取組みを継承しつつ、新たな課題にも対応するため「第２次愛川町男女共同参画基本計画・後期基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、町民や事業者の皆様と連携を図りながら男女共同参画を推進し、思いやりにあふれ、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました町民の皆様をはじめ、ご審議をいただきました男女共同参画基本計画推進委員会委員の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成３０年３月

愛川町長　小野澤　豊

目次

第１章　計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・ １

１ 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２ 計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

３ 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

４ 男女共同参画をめぐる動向 ・・・・・・・・・・・・・・・ ３

５ 町の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

第２章　基本構想 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

１ 基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

２ 基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

第３章　後期基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・ １６

施策の体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

基本目標Ⅰ　人権の尊重による男女の平等 ・・・・・・・・ １９

施策の方向

１ 男女平等意識の啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

２ 人権擁護と暴力の根絶 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３

３ 困難を抱える人への自立支援 ・・・・・・・・・・・・・ ２６

基本目標Ⅱ　ワーク･ライフ･バランスの実現　・・・・・・・２９

施策の方向

１　町民、事業者への普及・啓発と理解促進・・・・・・・２９

２　家庭生活などへの支援と社会的支援・・・・・・・・・３１

基本目標Ⅲ　あらゆる分野への男女共同参画の推進　・・・３４

施策の方向

１　政策・方針決定過程における男女共同参画・・・・・３４

２　さまざまなチャレンジ支援・・・・・・・・・・・・・３６

第４章　計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・３８

１　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

２　指標一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

１　後期基本計画の策定経過　・・・・・・・・・・・・・４１

２　諮問書・答申書　・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

３　愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則　・・・・４６

４　愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿　・・４８

第１章 計画策定にあたって

１ 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少が進む中にあって、社会が活力を維持し発展し続けるためには、男女の性別による固定的な役割意識を改め、女性と男性が共に参画し、喜びも責任も分かち合える社会を実現することが極めて重要となっています。

国においては、平成１１年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けてさまざまな取組みを進めてきました。また、平成２７年には、国において「第４次男女共同参画基本計画」が策定されたほか、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女が共に多様な生き方、働き方を実現でき、豊かで活力あふれる社会を実現することを目的として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という）が制定されました。

こうした中、本町では、平成１１年に「あいかわ女性プラン」を策定し、平成１７年にはその後期基本計画である「愛川町男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、平成２４年には「第２次愛川町男女共同参画基本計画（前期基本計画）」を策定し、「人権の尊重による男女共同参画社会の実現」を基本理念に掲げ、「人権の尊重による男女の平等」、「ワーク・ライフ・バランスの実現」、「あらゆる分野への男女共同参画の推進」の３つの基本目標を設定し、さまざまな施策の推進に努めてきました。

しかしながら、性別による役割分担意識は依然として根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題はいまだに多く存在しています。

この度、現計画が平成２９年度で終了することから、これまでの取組みを継承しつつ、社会情勢の変化に伴う新たな課題を踏まえ、男女共同参画をより一層推進するため、ここに「第２次愛川町男女共同参画基本計画（後期基本計画）」を策定します。

２　計画の位置付け

（１）　この計画は、「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項に基づく市町村男女共同参画計画です。

（２）　この計画は、「第５次愛川町総合計画」及び関連個別計画との連携を図りながら、男女共同参画を推進するための個別計画です。

（３）　この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という）第２条の３第３項に基づく市町村基本計画を兼ねるもので、「基本目標Ⅰ　施策の方向２　主要施策（２）」が該当します。

（４）　この計画は「女性活躍推進法」第６条第２項に基づく市町村推進計画を兼ねるもので、「基本目標Ⅱ　施策の方向１　主要施策（１）（２）（３）」及び「基本目標Ⅱ　施策の方向２　主要施策（１）（２）」が該当します。

３　計画の期間

基本構想は、平成２４年度から平成３５年度までの１２年間とします。基本計画は、平成２４年度から平成２９年度までの６年間を前期基本計画として進めてきました。これを引き継ぎ、後期基本計画は、平成３０年度から平成３５年度までの６年間を計画期間とします。

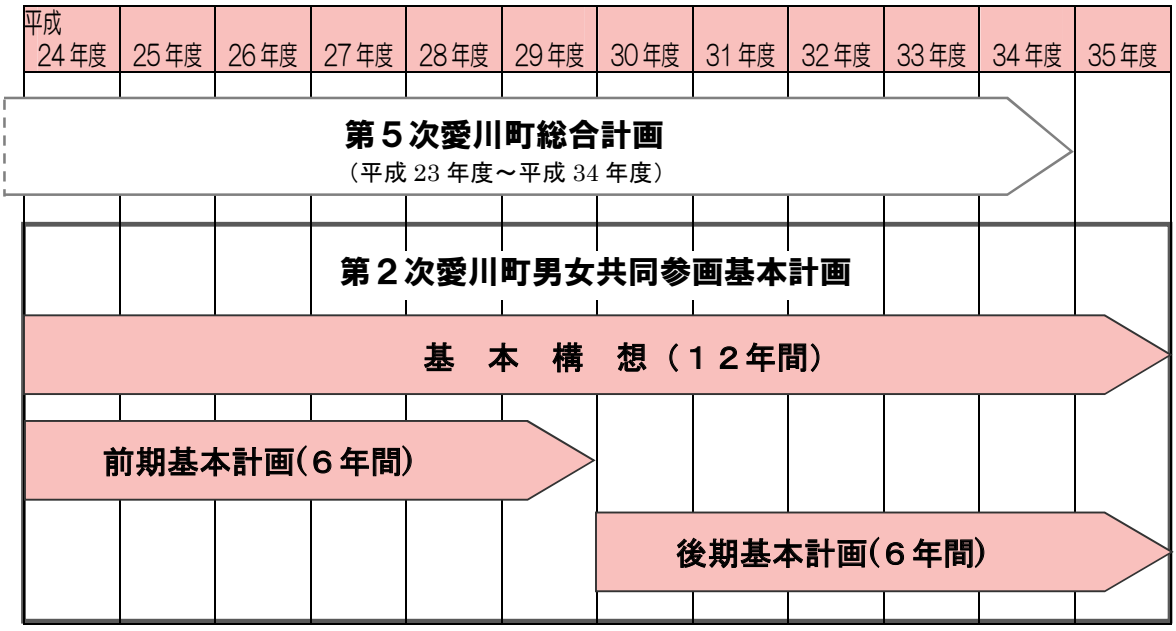

４　男女共同参画をめぐる動向

（１）国の動向

国においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を発揮することができる社会を実現するため、平成１１年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年には、同法に基づく初の計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成１３年には、女性に対する暴力の防止に向けて「配偶者暴力防止法」が、平成１５年には、仕事と子育ての両立支援として「次世代育成支援対策推進法」が施行されたほか、平成１９年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※1憲章」・「行動指針」が策定され、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭生活や地域活動などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すこととしています。また、平成２７年には、女性が職業生活においてその能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が制定され、国や地方公共団体、労働者が３０１人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務付けられました。

さらに、同年策定された「第４次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などが盛り込まれたほか、東日本大震災等の教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入などが示されました。

男女共同参画社会基本法の基本理念
（１）男女の人権の尊重
（２）社会における制度又は慣行についての配慮
（３）政策等の立案及び決定への共同参画
（４）家庭生活における活動と他の活動の両立
（５）国際的協調

※1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、若者からお年寄りまで誰もが、自分の希望するバランスで仕事、結婚や育児などの家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな活動ができる状態のことをいいます。

第４次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点

（１）あらゆる分野における女性の活躍

・男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における男女共同参画施策の充実

・あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行と積極的な女性採用・登用、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組み

（２）安全・安心な暮らしの実現

・困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備

・女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの強化

（３）男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

・東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用

・国際的な規範・基準の尊重と国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上

（２）神奈川県の動向

神奈川県では、平成１４年に「神奈川県男女共同参画推進条例」を施行し、平成１５年には「かながわ男女共同参画推進プラン」を、平成２０年には「第２次かながわ男女共同参画推進プラン」を策定しました。

さらに、平成２５年には「第３次かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人一人が生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。

５ 町の現状と課題

男女共同参画に関するアンケート調査（前回調査は平成２２年度に実施。今回調査は平成２８年度に実施。以下「アンケート調査」という）から見えてきた町の現状と課題を次のように整理しました。

●アンケート調査の概要

調査対象	町内在住の満 20 歳以上の男女
対象者数	１，２００人
調査時期	平成２８年９月
調査方法	郵送法
回 収 数	４１３人
回 収 率	３４．４％

（１）男女共同参画意識の醸成

「男は仕事、女は家庭」という長い歴史の中でつくられてきた性別役割分担意識は、男女共同参画を推進する際の妨げとなっています。アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は、前回調査では 45.1％でしたが、今回調査では 36.1％と減少しています。

しかしながら、「男性が優遇」と思う人の割合は、「家庭生活」や「職場」といった分野では前回調査より減少しているものの、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「社会全体で見た場合」については６割を超えており、依然として高い割合を示しています。このため、今後とも学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野で教育や啓発活動に努め、意識改革を図っていく必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

単位：％

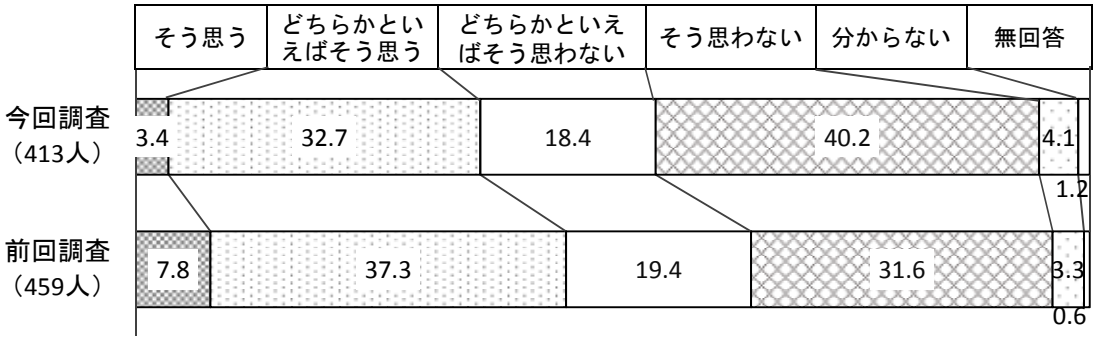

「男性が優遇」と思う（前回調査との比較）

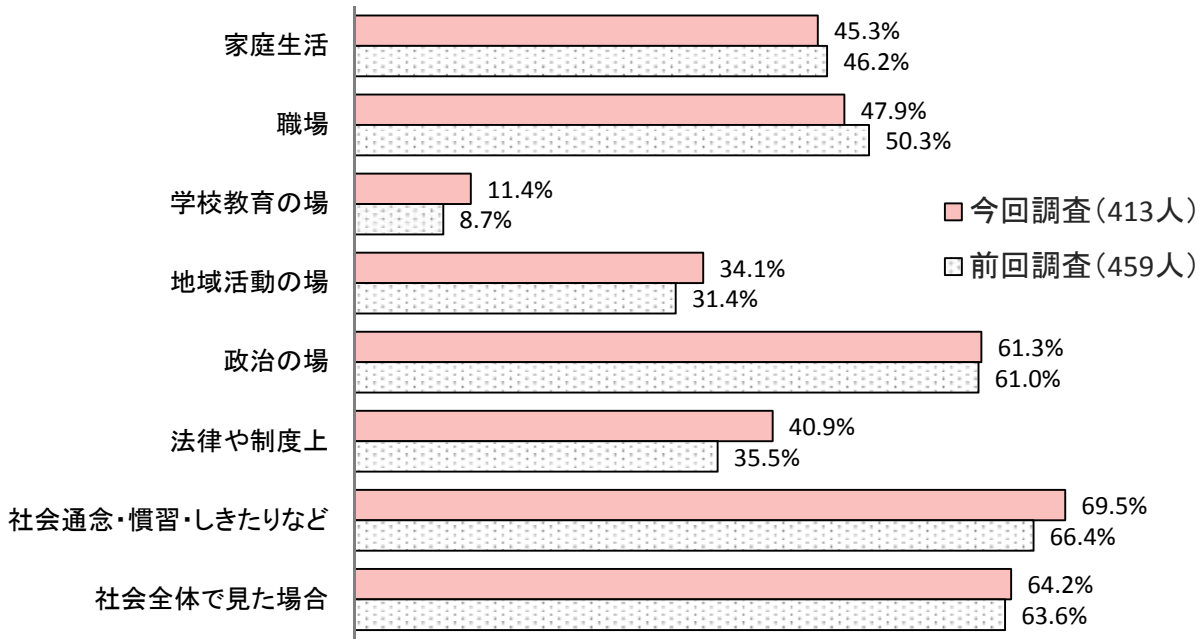

（２）仕事と家庭、地域活動

男女が共に社会に参画していくためには、仕事と家庭、地域活動にバランスよく参加できる環境が求められます。町では、子育てや介護のための支援を積極的に推進しているところですが、依然として男性の家事や子育て等に関わる時間が少ないのが現状です。

家庭生活の役割分担に関するアンケート調査では、「両方同じくらいが理想」との回答は、「掃除」「乳児・幼児の世話」「学校行事への参加」「高齢者の世話・介護」で６割を超えていますが、現実の役割分担はいずれも１割台にとどまり、大半は女性が担っているのが現状です。また、ワーク・ライフ・バランスという言葉を「知らない」人が半数を超えています。「内容まで知っている」はわずか１割にも達しないことから、引き続き周知・普及に努めていく必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けて町が力を入れるべきこととして「高齢者や障がい者介護への支援の充実」「相談窓口の充実」「子育て支援の充実」が上位にあげられ、子育てや介護に関する施策については、より一層の推進が求められています。

全体 413 人
女性 226 人
男性 184 人

家庭生活における役割分担の理想と現実

単位：％

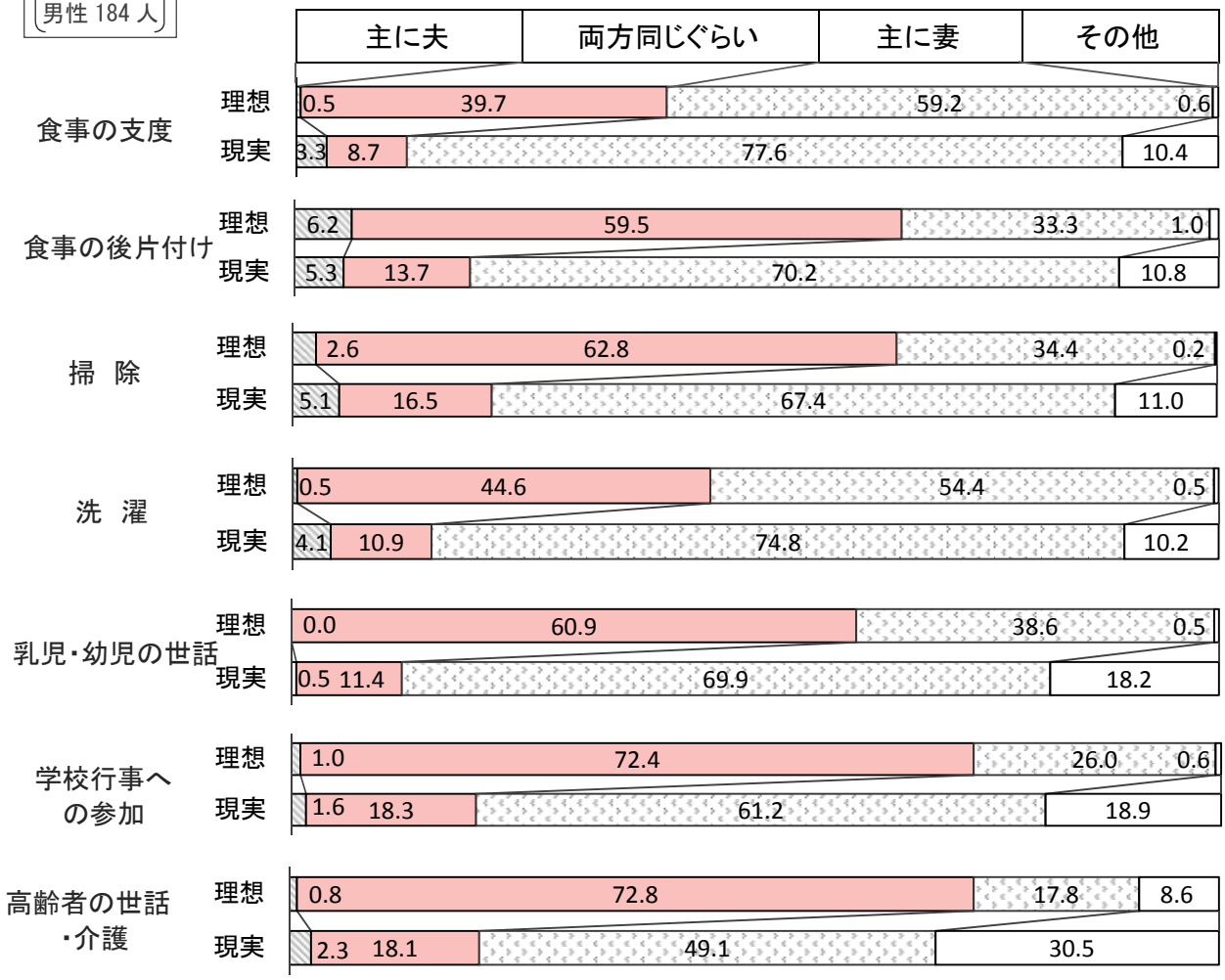

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度

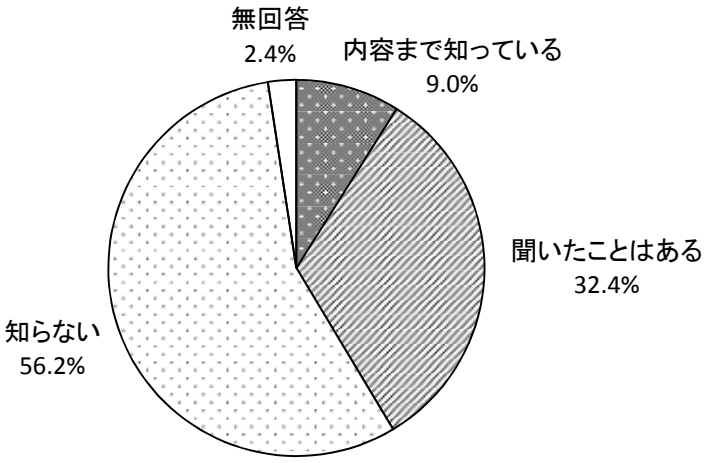

全体 413 人
女性 226 人
男性 184 人

男女共同参画社会の実現に向けて町が力を入れるべきこと

（上位 10 位・複数回答）

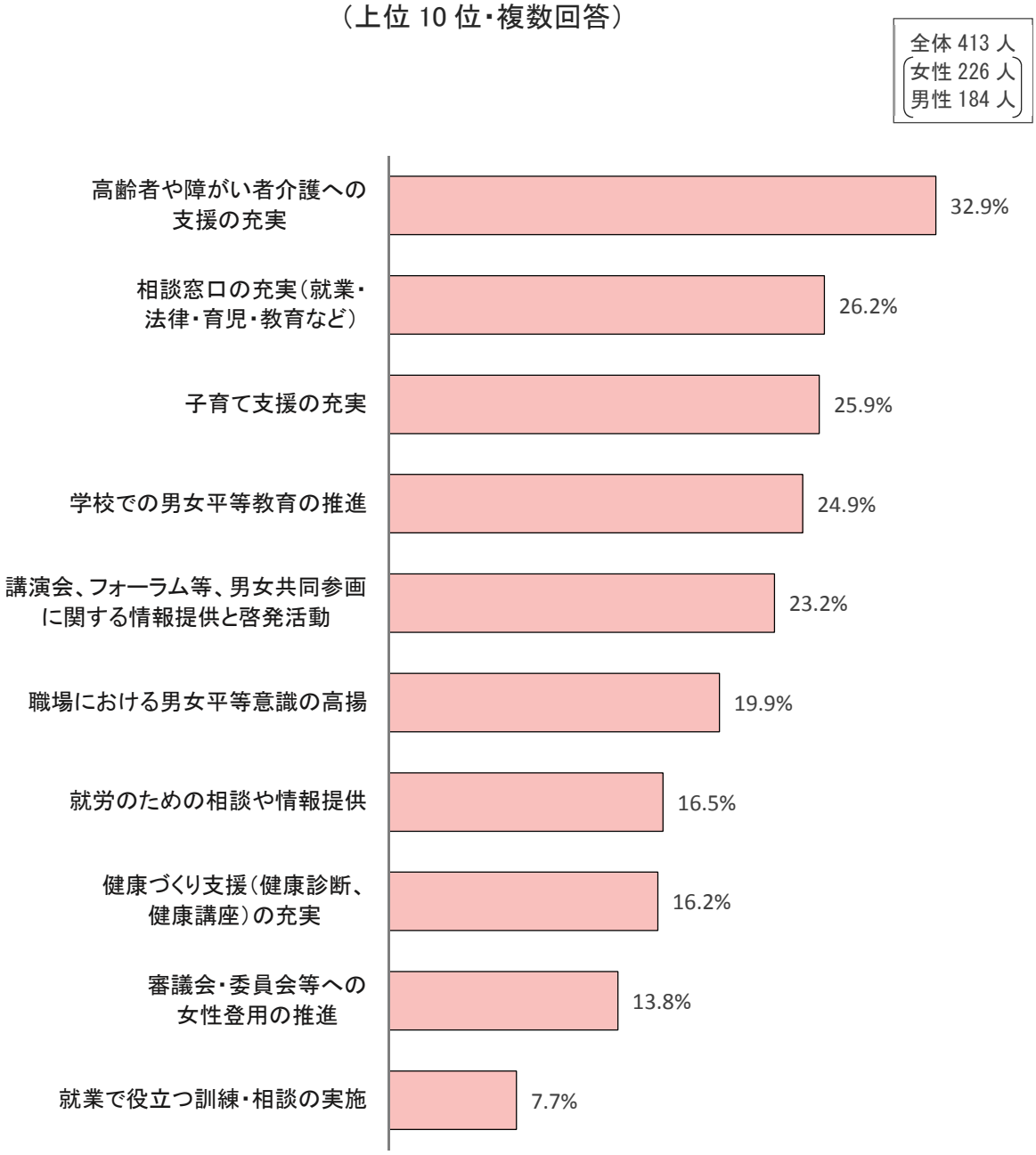

（３）配偶者等からの暴力

アンケート調査の「暴力を受けた経験」では、「受けた経験がある」は約２割となっています。暴力行為を受けた人で「相談した」は４割台にとどまります。

相談しなかった理由として「相談しても無駄だと思った」「相談するほどのことではないと思った」が多くあげられています。また、相談先の多くは「友人・知人」「家族」であり「公的機関」は少ないのが現状です。家庭内であっても暴力は犯罪であるという認識を徹底し、暴力を許さない社会意識の醸成を図るとともに、被害者への支援に努めていく必要があります。

暴力を受けた経験（複数回答）

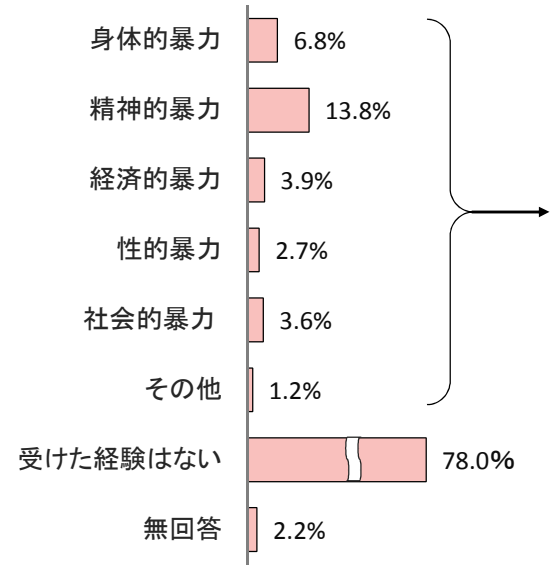

全体 413 人
女性 226 人
男性 184 人

相談の有無

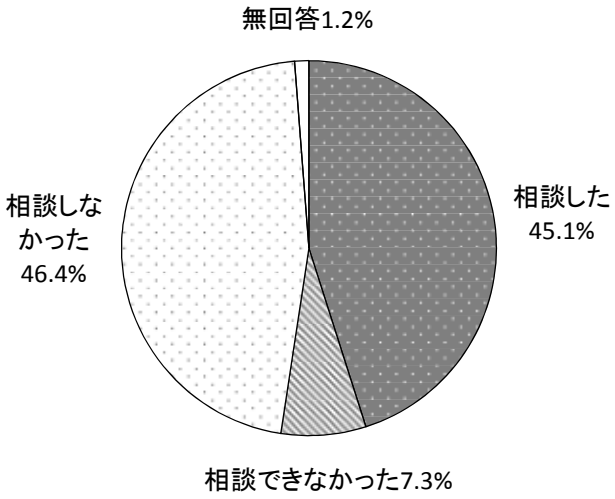

全体 82 人
女性 61 人
男性 20 人

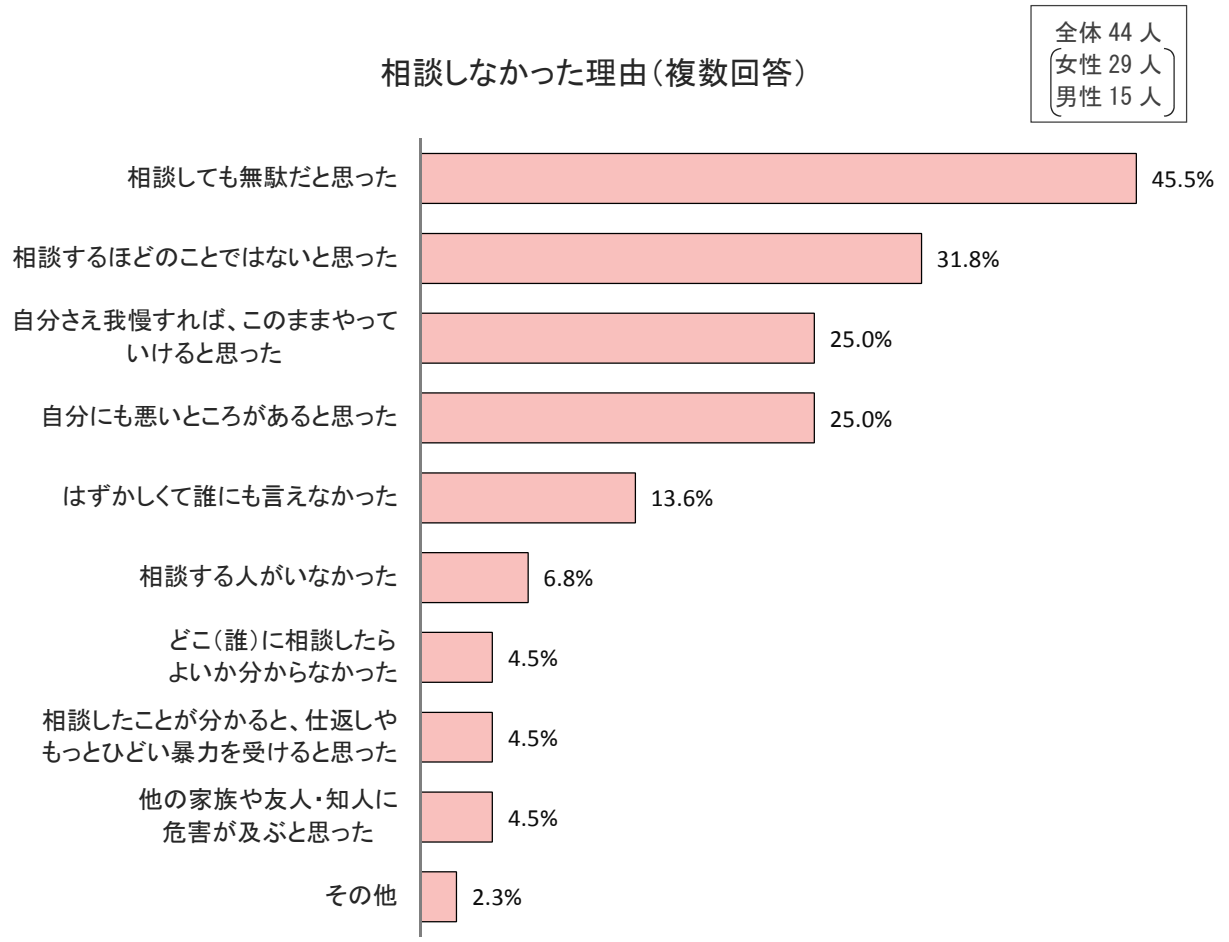
相談しなかった理由（複数回答）
全体 44 人
女性 29 人
男性 15 人
相談しても無駄だと思った
45.5%
相談するほどのことではないと思った
31.8%
自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思った
25.0%
自分にも悪いところがあると思った
25.0%
はずかしくて誰にも言えなかった
13.6%
相談する人がいなかった
6.8%
どこ（誰）に相談したらよいか分からなかった
4.5%
相談したことが分かると、仕返しやもっとひどい暴力を受けると思った
4.5%
他の家族や友人・知人に危害が及ぶと思った
4.5%
その他
2.3%

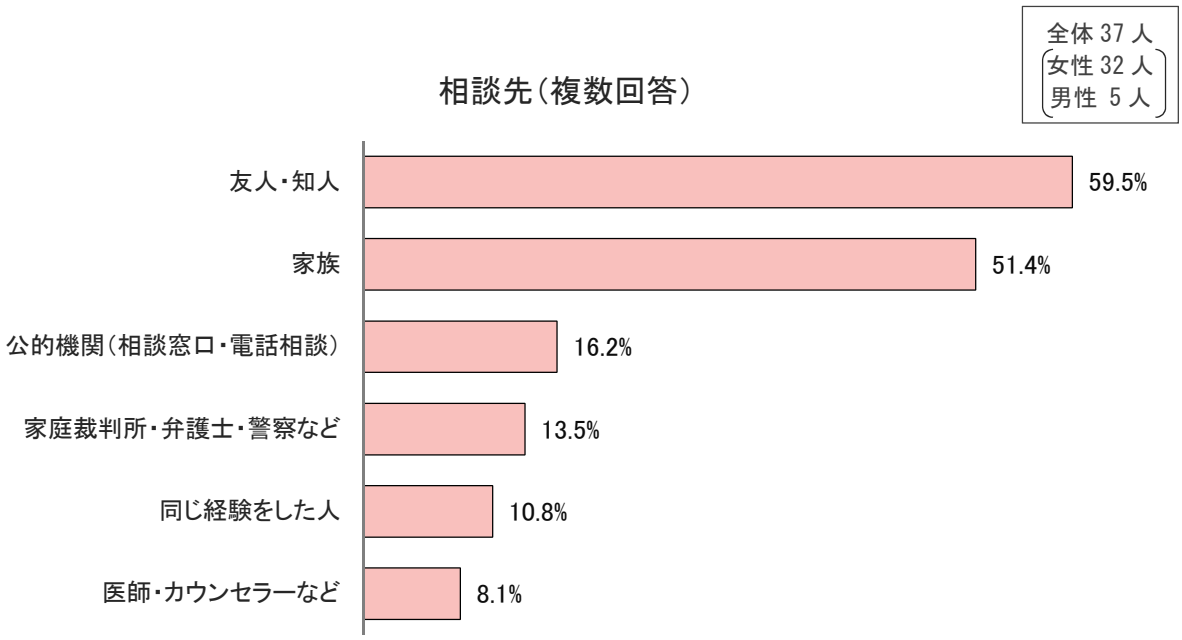
相談先（複数回答）
全体 37 人
女性 32 人
男性 5 人
友人・知人
59.5%
家族
51.4%
公的機関（相談窓口・電話相談）
16.2%
家庭裁判所・弁護士・警察など
13.5%
同じ経験をした人
10.8%
医師・カウンセラーなど
8.1%

（４）女性に配慮した防災対策の推進

東日本大震災では、避難所において衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったりといった女性の視点に立った被災者支援のあり方が問題となりました。

アンケート調査では、女性に配慮した防災対策を進めていくためには、「女性に配慮した避難所の設備」「女性用品、乳幼児用品等の備蓄と速やかな調達・輸送」「女性用物資のニーズ把握や配布方法への配慮」などへの要望が多くありました。また、災害時にも男女が協力して助け合えるような地域社会を築いていくためには、自主防災組織への女性の参加、さらには防災訓練等の開催回数を増やすといった日ごろの取組みも大切です。

今後、避難所の運営や防災組織のあり方等について出来る限り女性の意見を取り入れ、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を進めていく必要があります。

女性に配慮した防災対策を進めるために必要な取組み（複数回答）

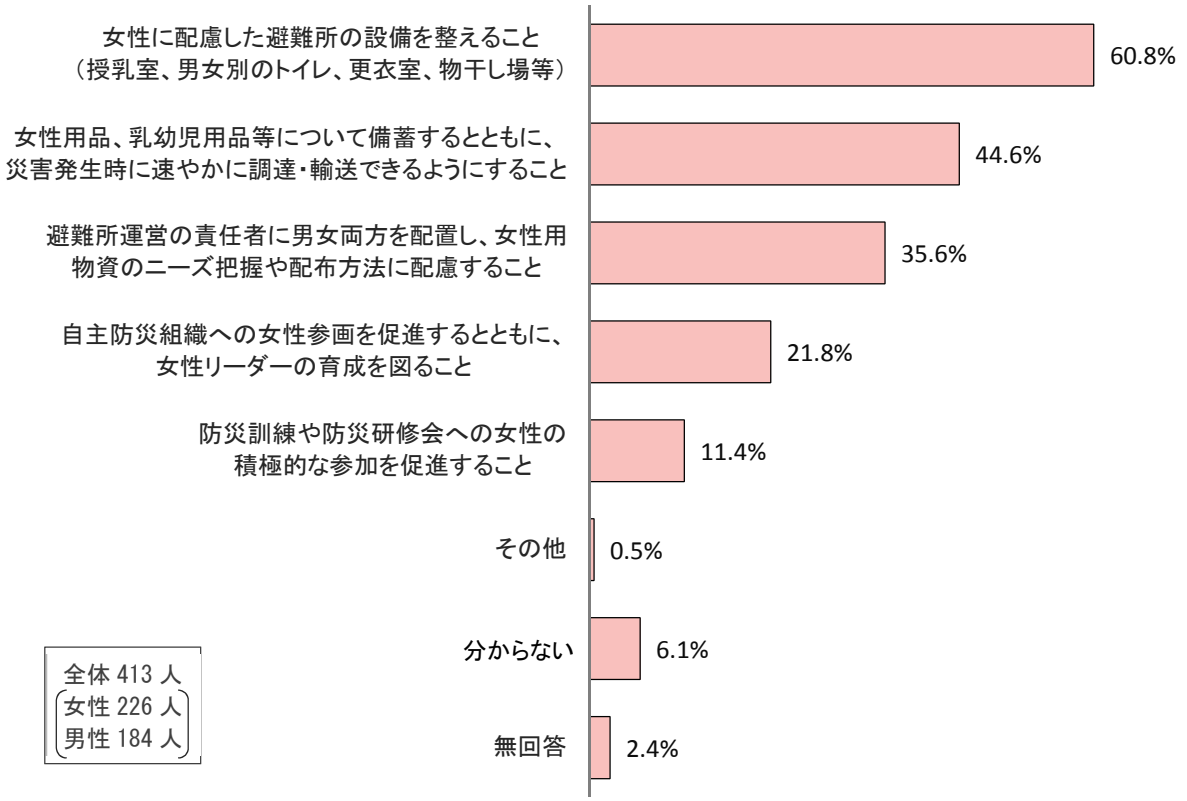

第２章　基本構想

１　基本理念

「第５次愛川町総合計画」では、「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」を将来都市像とし、誰もが「豊かさ」と「愛着」を感じることができる、そして、次の世代に誇れる「ふるさと愛川」の実現に向けて施策の展開を図っています。

「第２次愛川町男女共同参画基本計画」では、町総合計画のまちづくりの目標のひとつである「豊かな人間性を育む文化のまちづくり」を目指して、「人権の尊重による男女共同参画社会の実現」を基本理念に掲げ、高い人権意識と男女平等意識のもと、すべての人が互いを尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の実現に向けた取組みを推進します。

基 本 理 念

人権の尊重による男女共同参画社会の実現

２ 基本目標

本計画は、次の３つの基本目標に沿って施策を推進します。

基本目標Ⅰ　人権の尊重による男女の平等

男女が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく、対等な立場で能力と個性が発揮できる男女平等社会を目指すとともに、配偶者等からの暴力を許さない社会風土の醸成や被害者の支援に取り組みます。また、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人住民など、さまざまな困難を抱える方が安定した生活を送ることができるよう支援します。

◆◆◆ 施策の方向 ◆◆◆

1　男女平等意識の啓発 P19

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行い、学校、家庭、地域において男女共同参画についての理解を深めます。

2　人権擁護と暴力の根絶 P23

配偶者等からの暴力を防ぐとともに、関係機関と連携し、被害者の相談や支援に努めます。

3　困難を抱える人への自立支援 P26

ひとり親家庭への個々の状況に応じた支援を行うとともに、困難な状況に置かれている高齢者、障がい者、外国人住民などの自立した生活を支援します。

基本目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスの実現

男女共同参画社会の実現に向け、男女が共に仕事と家庭、地域活動等にバランスよく参画して充実した生活を送ることを目指し、町民及び事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発と理解促進に努めます。また、事業者による職場環境づくりや多様な働き方のできる就業環境の整備について働き掛けます。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、男性の家事や育児等への参画支援や男女が地域活動等に参画しやすい環境づくりに努めます。

◆◆◆ 施策の方向 ◆◆◆

1　町民、事業者への普及・啓発と理解促進

P29

男女が仕事、家庭、地域活動などにバランスよく参画することができるよう、町民、事業者への普及・啓発と理解促進を図ります。

2　家庭生活などへの支援と社会的支援

P31

男性の家事や育児・介護への積極的な参画を促進するとともに、男女が共に地域活動等に参画しやすい環境づくりに努め、地域全体で支え合うことを目指します。

基本目標Ⅲ　あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、責任を分かち合うことのできる社会を目指すため、政策や方針決定等の過程における男女共同参画を進めるとともに、自治会や地域団体、事業所等においては、男女が共にその能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します。また、子育て等によって離職した男女の再就職や起業を支援します。

◆◆◆ 施策の方向 ◆◆◆

1　政策・方針決定過程における男女共同参画 P34

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

2　さまざまなチャレンジ支援 P36

男女が共に能力を発揮することのできる職場づくりを促進するとともに、子育てや介護などで離職しても再就職や起業ができるよう支援します。

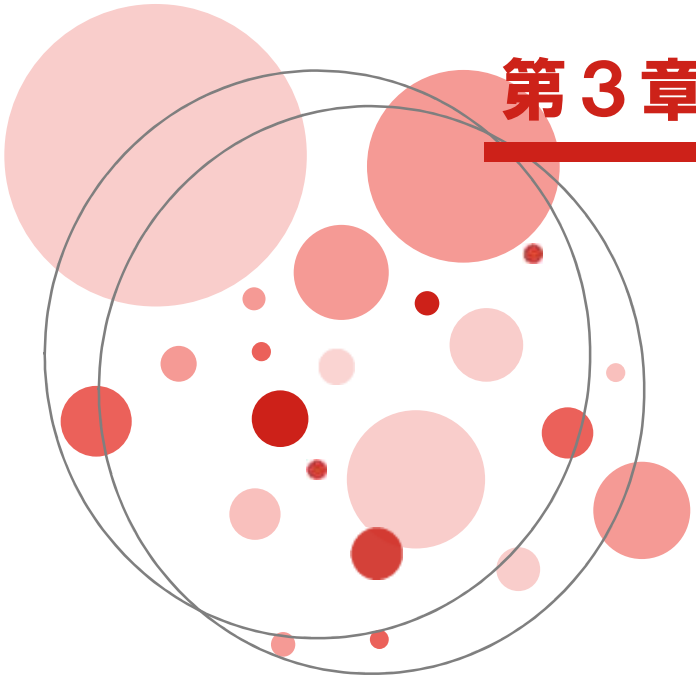

第３章　後期基本計画

施策の体系図

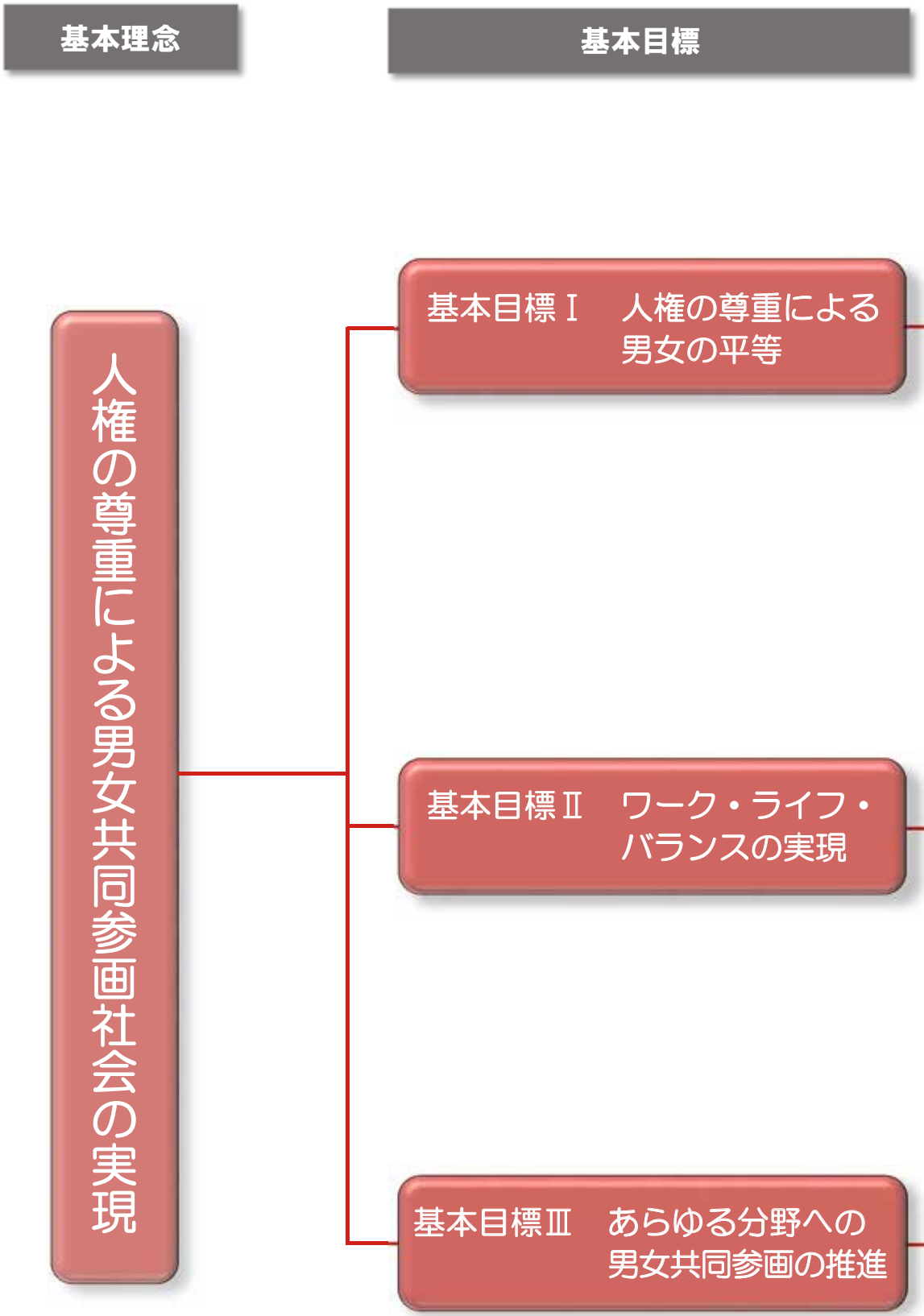
基本理念
基本目標
人権の尊重による男女共同参画社会の実現
基本目標Ⅰ　人権の尊重による男女の平等
基本目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスの実現
基本目標Ⅲ　あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向	主要施策
１　男女平等意識の啓発 P19	(1) 男女共同参画の意識づくり (2) 男女平等教育・学習の充実
２　人権擁護と暴力の根絶 P23 【主要施策(2)はＤＶ防止計画※1を兼ねる】	(1) 人権尊重の意識啓発 (2) ＤＶ防止の啓発と被害者への支援 (3) 子ども、高齢者、障がい者及び性的少数者等の人権尊重の啓発
３　困難を抱える人への自立支援 P26	(1) ひとり親家庭への支援 (2) 高齢者、障がい者への支援 (3) 外国人住民への支援
１　町民、事業者への普及・啓発と理解促進 P29 【女性活躍推進計画※2を兼ねる】	(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発 (2) 事業者への理解促進 (3) 多様な働き方の啓発
２　家庭生活などへの支援と社会的支援 P31 【主要施策(1)及び(2)は女性活躍推進計画を兼ねる】	(1) 男性の家事、子育て等への参画促進 (2) 子育て、介護等の社会的支援 (3) 生涯にわたる男女の健康支援
１　政策・方針決定過程における男女共同参画 P34	(1) 審議会等への女性登用の促進 (2) 町組織における女性職員の登用 (3) 地域団体・事業所等における女性登用の促進 (4) 防災分野における女性参画の推進
２　さまざまなチャレンジ支援 P36	(1) 男女の均等な雇用機会確保の促進 (2) 再就職・起業への支援

※1　ＤＶ防止計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

※2　女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画

基本目標Ⅰ

人権の尊重による男女の平等

施策の方向１　男女平等意識の啓発

男女共同参画社会とは、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。こうした社会を実現するためには、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識を解消していく必要があります。

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み人口減少社会に突入した我が国にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

アンケート調査では、「男性の方が優遇されている」と思う女性は、「家庭生活」や「職場」といった分野では５割台ですが、「社会通念・慣習・しきたりなど」の分野では７割を超え、依然として高い割合となっています。

町ではこれまでも啓発事業などを通じて男女平等意識の醸成に取り組んできましたが、引き続き、性別による役割分担意識にとらわれず、さまざまな分野に参画していけるよう、家庭、職場、地域において慣習やしきたりの見直しを促進します。また、男女共同参画に関する町民の理解を深め、性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、啓発活動を推進します。

さらに、児童・生徒の発達段階に合わせた男女平等教育を推進し、性別に関わりなく誰もが認め合える男女平等意識を育成します。

全体 413 人
女性 226 人
男性 184 人

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

単位：％

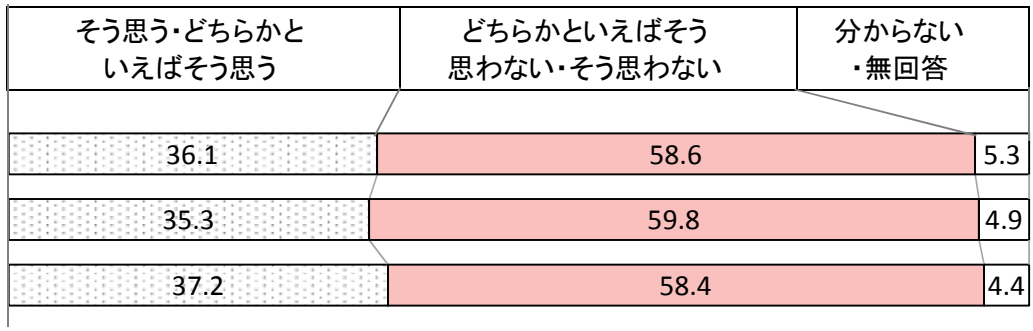

全体 413 人
女性 226 人
男性 184 人

「男性と女性は平等に扱われている」と思いますか

単位：％

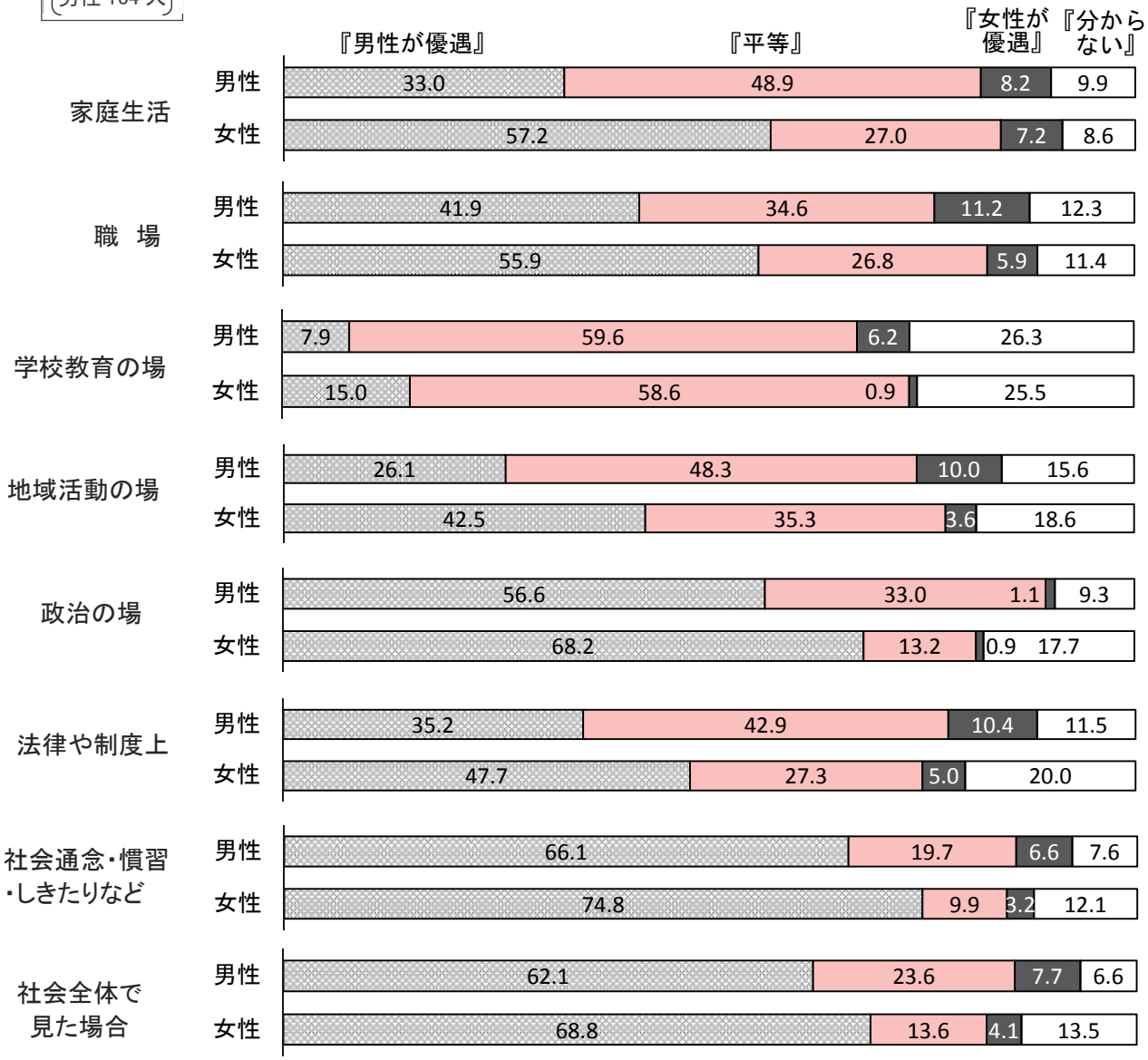

男性の家事等に関わる時間が少ない理由(複数回答)

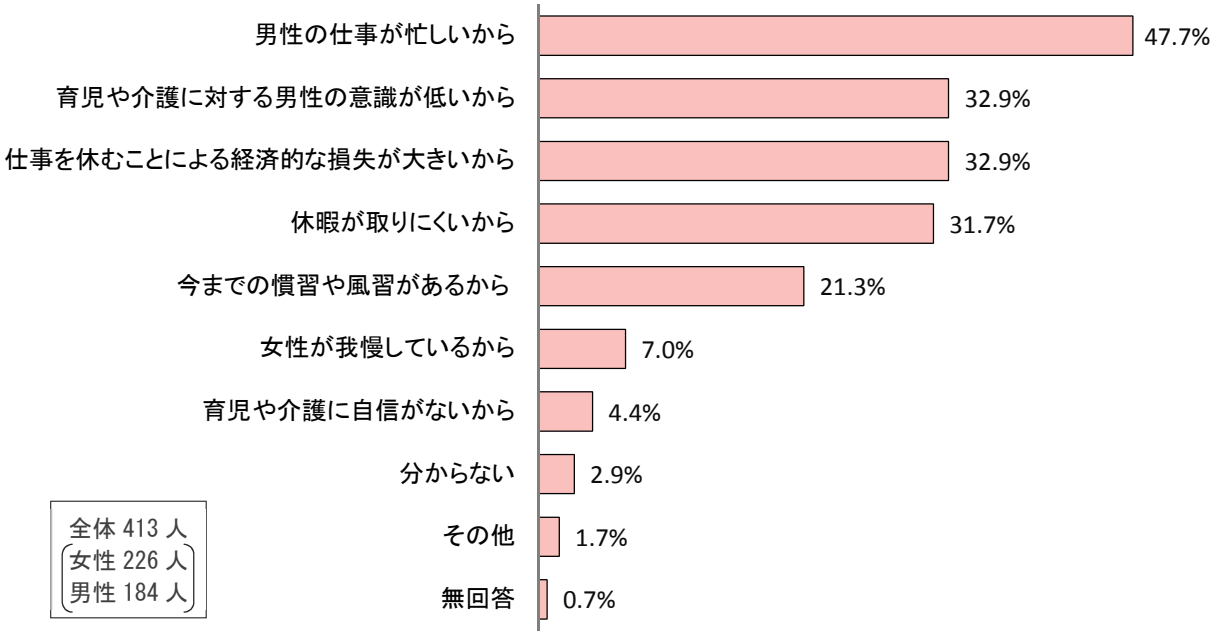

第2次愛川町男女共同参画基本計画アンケート（平成 28 年 9 月実施）から

主要施策

（１）男女共同参画の意識づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
1	さまざまな広報媒体を活用した啓発	町広報紙や町ホームページ等を活用し、男女共同参画の意識啓発に努めます。	生涯学習課
2	公民館情報コーナーを活用した啓発	文化会館や半原・中津公民館の情報コーナーに男女共同参画に関するパンフレット等を配架し、意識啓発に努めます。	生涯学習課
3	事業所への啓発	男女共同参画に関するパンフレット等を配布するとともに、関係機関と連携し意識啓発に努めます。	商工観光課
4	子育て世代への啓発	マタニティセミナーや乳児家庭訪問指導の際に、夫婦が共に協力して家事や子育てを行うことの大切さについて啓発します。	健康推進課

（２）男女平等教育・学習の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
5	男女共同参画推進講演会	男女共同参画について理解を深めるため、町民を対象とした講演会を開催します。	生涯学習課
6	保育園・小中学校における男女平等教育	男女平等の大切さについて理解を深めるため、保育園や小中学校において発達段階に応じた指導を行います。	子育て支援課 指導室
7	学校教育における共習の推進	中学校の保健体育科における男女共習を推進します。	指導室
8	保育士・教職員への学習機会の提供	保育士や教職員を対象とした人権教育研修会等の学習機会を提供します。	子育て支援課 指導室
9	ＰＴＡへの学習機会の提供	町主催の男女共同参画推進講演会へ小中学校ＰＴＡの参加を促し、家庭教育への浸透を図ります。	生涯学習課
10	町職員への研修	町職員を対象に男女共同参画についての研修を実施し、意識啓発を図ります。	総務課

施策の方向２　人権擁護と暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（配偶者や交際相手等からの暴力。以下「ＤＶ」という）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。ＤＶ被害者の多くは女性であり、その背景には、男女が対等なパートナーであるという意識の欠如や経済力の格差などの問題があるといわれています。また、ＤＶは、夫婦間や家庭内で行われるため外部からの発見が難しく、実態が潜在化、深刻化する傾向があります。

女性に対する暴力としては、ＤＶのほか、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反した性的言動）やマタニティ・ハラスメント（職場における妊娠や出産者に対する嫌がらせ）、ストーカー行為（つきまとい等）などがあげられ、社会問題となっています。

一方、アンケート調査では暴力対策のために必要な施策として「相談窓口を増やすなど相談しやすい条件整備」が最も多くあげられています。

こうした状況を踏まえ、ＤＶなどの暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く町民に浸透し、これを許さない社会意識の醸成に努めるとともに、ＤＶを受けた被害者に対しては県や関係機関と連携し、相談、保護等の支援を図ります。また、子ども、高齢者、障がい者及び性的少数者※1（ＬＧＢＴ）等が安心して生活することができるよう、人権尊重の観点から意識啓発に取り組みます。

※1 性的少数者（ＬＧＢＴ）
性的少数者とは、性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々のことを指します。ＬＧＢＴとは、レズビアン（Lesbian）＝女性の同性愛者、ゲイ（Gay）＝男性の同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）＝性別移行（性同一性障害を含む）の頭文字を取った単語であり、性的少数者の総称の一つです。

暴力対策や防止のために必要な施策（複数回答・上位5位）

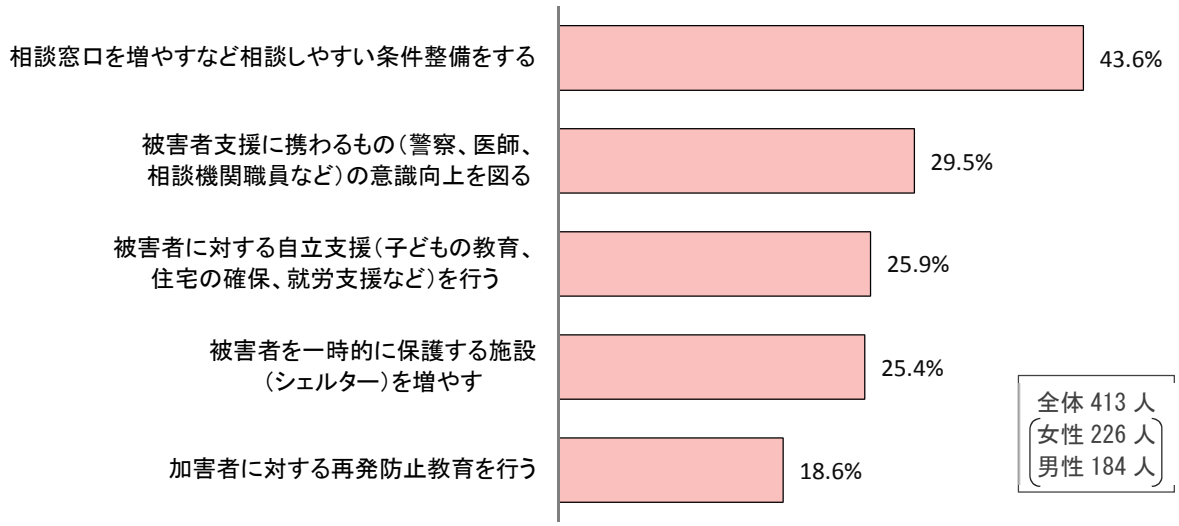

第２次愛川町男女共同参画基本計画アンケート（平成 28 年 9 月実施）から

主要施策

（１）人権尊重の意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
11	人権啓発イベントの開催	男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは人権侵害であるという認識を広めるため、「人権啓発のつどい」を開催します。	住民課
12	ハラスメント防止の啓発	町広報紙や町ホームページ等を活用し、ハラスメント防止の啓発に努めます。	住民課
13	事業所に対するハラスメント防止の啓発	事業所に対し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に関する情報提供や啓発を図ります。	商工観光課
14	町職員におけるハラスメント防止に向けた取組み	町職員を対象にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に向けた研修を実施します。	総務課

（２）ＤＶ防止の啓発と被害者への支援　　【ＤＶ防止計画を兼ねる】

No.	事業名	事業内容	担当課
15	ＤＶ防止の啓発	ＤＶに対する正しい理解と認識を深めるため、町広報紙や町ホームページ等を活用した啓発に努めます。	生涯学習課
16	新成人へのデートＤＶ防止の啓発	新成人にデート DV（交際相手からの暴力）やストーカー行為等に関するパンフレットを配布し、人権尊重意識の啓発に努めます。	生涯学習課
17	ＤＶに関する相談や関係機関との連携	ＤＶ被害者が最初に相談する窓口として、県や関係機関と連携しながら、適切な対応に努めます。	生涯学習課
18	緊急一時保護に向けた支援	県や関係機関と連携し、ＤＶ被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。	生涯学習課 福祉支援課

（３）子ども、高齢者、障がい者及び性的少数者等の人権尊重の啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
19	児童虐待防止の啓発	町広報紙や町ホームページ等で児童虐待防止の啓発に努めるとともに、虐待に関する相談に応じ、関係機関と連携しながら、児童や保護者への適切な支援を行います。	子育て支援課
20	高齢者虐待防止の啓発	町広報紙や町ホームページ等で高齢者虐待防止の啓発に努めます。	高齢介護課
21	障がい者虐待防止の啓発	障がい者虐待防止に関する啓発パンフレットを窓口に設置するとともに、虐待に関する相談に応じ、必要に応じて適切な情報提供を行います。	福祉支援課
22	性的少数者の人権を尊重する啓発	性的少数者（ＬＧＢＴ）に関する理解を深めるため、町広報紙や町ホームページ等で啓発に努めるとともに、人権擁護委員や関係機関と連携し、相談体制を充実します。	住民課
23	教職員への研修等の実施	学校現場において、性同一性障害等の児童生徒に対する適切な支援を行うため、教職員への研修等を実施します。	指導室

施策の方向３　困難を抱える人への自立支援

ひとり親家庭においては、パートタイム労働等の非正規雇用で働く母親が半数以上を占めており、低い収入で自分と子どもの生計を支えているのが現状です。また、そうした家庭の子どもの貧困も年々深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭が抱える仕事、家事、育児などの負担や不安を少しでも和らげることができるよう、個々の状況に応じた支援に努めます。

高齢者や障がい者については、社会参加できるよう環境を整備するとともに、介護や介助を必要とする人が地域で安心して暮らしていくことができるよう支援します。また、町には多くの外国人住民が暮らしていますが、言葉や文化の違いなどにより、子育てや就職など生活上困難な問題を抱えていることから、行政サービスや生活関連情報の提供の充実に努めるとともに、多様化する相談への対応を図ります。

主要施策

（１）ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
24	各種援護制度に関する情報提供	ひとり親家庭の各種援護制度について、パンフレット等を関係課窓口に配架するとともに、町広報紙や町ホームページ等で周知を図ります。	福祉支援課 子育て支援課
25	相談体制の充実	ひとり親家庭が安心して生活できるよう、関係機関や民生委員・児童委員、母子・父子自立支援員との連携による相談体制を充実します。	福祉支援課 子育て支援課
26	自立に向けた生活支援	ひとり親家庭の経済的自立に向け、関係機関と連携して職業訓練や就労などに関する情報提供に努めます。	福祉支援課 子育て支援課

（２）高齢者、障がい者への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
27	相談窓口の充実	障がい者総合相談窓口「愛川町ゆいはあと」等の相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携による地域ケアシステムの確立に努めます。	福祉支援課
28	障害福祉サービスの充実	障がい者家族等の介護負担の軽減を図り、安心した生活が送れるよう、短期入所や入所支援等の各種サービスの充実に努めます。	福祉支援課
29	社会参加の促進	関係機関や地域住民、ボランティア、当事者団体、福祉団体等との連携を強化し、高齢者、障がい者の社会参加を支援し、安心して暮らせる環境づくりに努めます。	社会福祉協議会
30	高齢者いきいきサロンの活動支援	地域の高齢者の情報の交換や相談の場、また、地域住民の支え合いの場として開設している「高齢者いきいきサロン」の活動を支援します。	社会福祉協議会
31	高齢者の就労支援	概ね 60 歳以上の高齢者の働く機会を提供し、生きがいの高揚や高齢者福祉の推進を図るため、町シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢介護課
32	介護サービスの充実	介護を必要とする人が地域で安心して暮らすことができ、介助者が仕事と介護を両立できるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の円滑な推進を図るほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等との連携を密にし、各種サービスの充実を図ります。	高齢介護課
33	福祉のまちづくりの推進	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」等に基づき、歩道の整備や段差の解消、車いすでも利用できる公共施設の改善など、高齢者や障がい者が利用しやすい生活環境の整備を進めるとともに、バリアフリー化の普及・啓発に努めます。	福祉支援課 関係各課

（３）外国人住民への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
34	外国人住民相談	外国人住民のための総合相談窓口を設置し、日常生活におけるさまざまな相談に対応するほか、各種行政資料の翻訳や行政手続きにおける通訳を行います。	住民課
35	通訳保育士の配置	中津保育園、中津南保育園に外国語（ポルトガル語・スペイン語等）が話せる臨時職員（通訳保育士）を配置します。	子育て支援課
36	妊産婦用外国語パンフレットの配布	母子健康手帳や健診通知、乳幼児健康診査、予防接種の日程表等をスペイン語、ポルトガル語等に翻訳し、外国人住民に配布します。	健康推進課
37	日本語指導協力者の派遣	小中学校に日本語指導教室を設置するとともに、日本語指導協力者を派遣し、外国につながりのある児童・生徒の学習支援に努めます。	指導室
38	日本語教室	日常生活における言語の不安を解消するため、外国人住民を対象とした日本語教室を開催します。	生涯学習課

基本目標Ⅱ
ワーク･ライフ･バランスの実現

施策の方向１　町民、事業者への普及・啓発と理解促進

【女性活躍推進計画を兼ねる】

我が国は急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されています。また、国民ニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、企業等における人材の多様性を確保することが不可欠であり、女性の活躍の推進が求められています。

しかしながら、我が国に根付いている長時間労働を前提とした現在の働き方は、女性が家事・育児等の家庭生活を営みつつ、職業生活において活躍することを困難にするものであり、結果として、女性に仕事か家庭生活かの二者択一を迫る大きな原因となっています。

アンケート調査では、８割近い人が理想として「仕事と生活を両立させたい」としていますが、現実には「仕事を優先」が半数近くを占め、「仕事と生活を両立」は３割台にとどまります。

このため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家事や育児・介護などの家庭生活は男女が共同で担うという意識づくりの啓発とともに、事業者に対しても男女が仕事と仕事以外の活動を両立することができるよう、理解の促進を図ります。

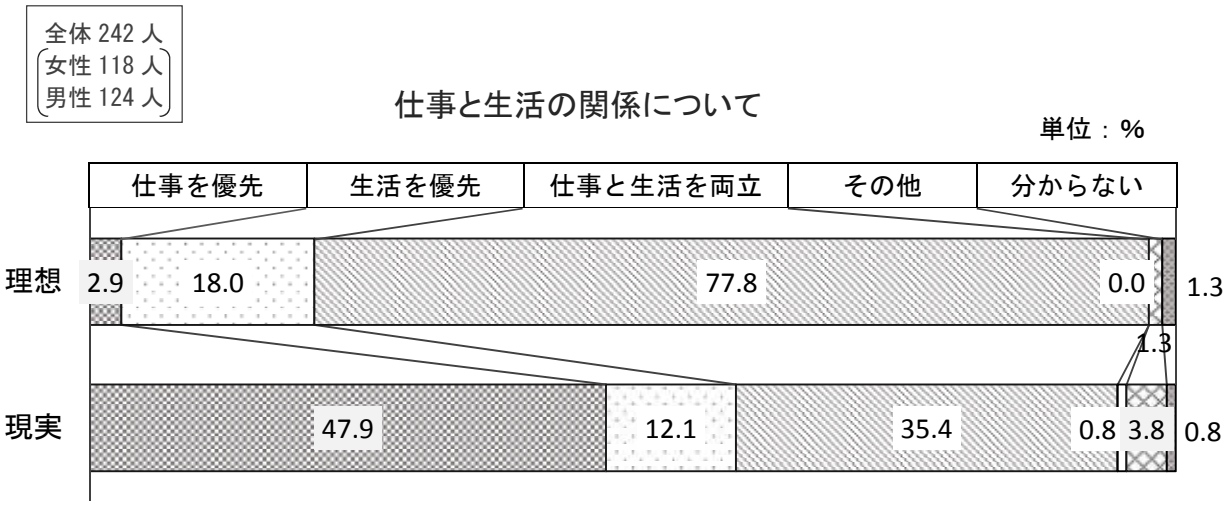

第2次愛川町男女共同参画基本計画アンケート（平成 28 年 9 月実施）から

主要施策

（１）ワーク・ライフ・バランスの啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
39	普及・啓発活動	町広報紙や町ホームページ、男女共同参画に関する講演会等を通じてワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めます。	生涯学習課

（２）事業者への理解促進

No.	事業名	事業内容	担当課
40	事業者等への普及・啓発	労働教育講座を開催し、「育児・介護休業法」や仕事と家庭の両立支援制度に関する情報を事業所等へ提供し、働く人と事業者の理解を促進します。	商工観光課
41	認定マーク（くるみん）の周知・取得の推進	仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを支援するため、積極的な取組みを進める町内事業所について認定マーク※1（くるみん）の取得を促進します。	商工観光課

（３）多様な働き方の啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
42	多様な働き方に関する情報提供	短時間労働やフレックスタイム制、在宅ワークなど多様な働き方についての情報提供に努めます。	商工観光課
43	事業所への啓発	ライフステージに応じて柔軟な働き方ができるよう、先進的な事例などの情報を提供するとともに、働き方改革を促します。	商工観光課
44	町役場(町職員)における取組み	「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、育児休業取得率や年次有給休暇取得日数の向上等に取り組みます。	総務課

※1 認定マーク（愛称：くるみん）
　認定マーク（愛称：くるみん）とは、子育て支援において一定の基準を満たした事業所や法人などが厚生労働省によって認定され、そのマークを広告や商品に付け加えることができるものです。

施策の方向２　家庭生活などへの支援と社会的支援

【女性活躍推進計画を兼ねる】

女性の職業生活における活躍の推進を効果的に進めていくためには、女性だけでなく、男性を含めた社会全体の働き方や意識改革が必要です。仕事と家庭生活の両立に当たり、男性の十分な役割分担が得られなければ、女性の負担は高まることになり、結果として女性が職場において活躍することが困難になります。

このため、男性の家事や育児、介護への積極的な参画を促進するとともに、アンケート調査でも要望の多かった「多様なニーズに対応した保育サービス等の子育て支援」や「高齢者・障がい者介護への支援」の充実を図り、男女が仕事と家庭生活や地域活動を両立しやすい環境づくりに努め、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

さらに、活力ある男女共同参画社会を築いていくためには、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、生涯にわたる健康を保持・増進していくことが重要となります。特に、妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援が必要です。

このため、乳幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを総合的に支援していきます。

主要施策

（１）男性の家事、子育て等への参画促進

No.	事業名	事業内容	担当課
45	マタニティセミナー	父親の子育て参画を促進し、夫婦共に妊娠、出産、育児についての正しい知識を得て子育てが行えるよう、学習機会を提供します。	健康推進課
46	「こんにちは赤ちゃん訪問」等による啓発	保健師による乳児家庭訪問指導の際に、夫婦が共に協力して子育てをすることの大切さについて啓発します。	健康推進課
47	料理教室	家庭における生活自立能力を高めるため、男性を対象とした料理教室を開催するとともに、地域での仲間づくりの機会を提供します。	生涯学習課
48	介護教室	男性の介護への関わりを促進するため、寝たきりや認知症高齢者等の介護技術の向上や知識の習得等を目的とした「介護セミナー」を開催します。	高齢介護課 社会福祉協議会

（２）子育て、介護等の社会的支援

No.	事業名	事業内容	担当課
49	保育サービスの充実	多様な保育ニーズに対応するため、早朝・延長保育、一時保育を推進します。	子育て支援課
50	子育て支援センター事業	保護者同士の交流や子どもたちの遊び場、また、育児に関する悩み事相談の場所として、子育て支援センターを運営します。	子育て支援課
51	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい方と行いたい方を組織化し、地域の子育て支援を推進します。	子育て支援課
52	放課後児童クラブの運営	保護者が就労等により放課後家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを運営します。	生涯学習課
53	かわせみ広場の運営	小学生の放課後の遊び場として、児童館や地域公民館で「かわせみ広場」を運営します。	生涯学習課
54	地域包括支援センター事業	高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護、福祉、健康、医療等の介護予防に関するマネジメントや高齢者への総合的な支援を行います。	高齢介護課

No.	事業名	事業内容	担当課
55	在宅介護支援センター事業	在宅介護支援センターにおいて、福祉サービスをはじめとした相談業務を行い、家族介護に対する支援や要援護者に対する見守り・支援活動等を行います。	高齢介護課
56	介護サービスの充実	「町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の円滑な推進を図るほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等と連携し、各種サービスの充実を図ります。	高齢介護課
57	在宅高齢者保健福祉サービスの充実	寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉機器の貸与、訪問給食サービス、ミニデイサービス等の日常生活支援サービスを総合的に提供します。	社会福祉協議会

（３）生涯にわたる男女の健康支援

No.	事業名	事業内容	担当課
58	健康増進事業	生活習慣病の早期発見、早期治療を図るため、各種の検診事業を実施するほか、健康教育・講座や健康相談を行います。	健康推進課
59	健康づくり推進事業	「町健康プラン」に基づき、各種健康づくり教室を開催するほか、健康意識の向上に向けた啓発活動を推進します。	健康推進課
60	妊産婦への支援	妊婦や乳幼児の健康診査、妊産婦訪問、健康相談等を通して、妊産婦の健康を支援します。	健康推進課
61	学校における性教育、健康教育	児童・生徒の性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるため、性教育や健康教育を実施します。	指導室

基本目標Ⅲ
あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向１　政策・方針決定過程における男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる分野の活動に参画して対等な立場で意思決定を行い、共に責任を分かち合うことが求められています。また、少子高齢化や人口減少が進む中にあって、地域社会の活力を維持していくためには、多様な視点のもと新たな発想を取り入れ、女性の参画を促進していくことが大切です。

こうしたことから、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、自治会や地域団体、事業所等に対して、女性の登用や職域の拡大など男女共同参画への積極的な取組みを働き掛けます。

特に地域活動の分野では、男女それぞれの立場に配慮した防災体制づくりが求められていることから、防災対策に関する意思決定の場へ女性の参画を促進します。

女性に配慮した防災対策を進めるために必要な取組み
（複数回答・上位5位）

再掲

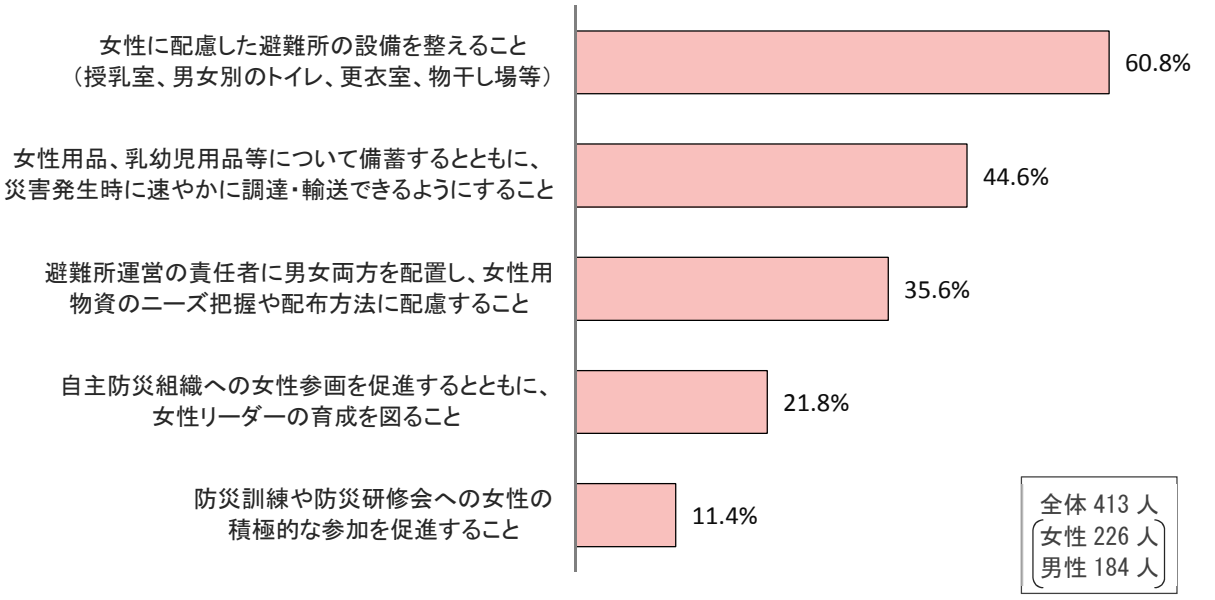

第2次愛川町男女共同参画基本計画アンケート（平成 28 年 9 月実施）から

主要施策

（１）審議会等への女性登用の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
62	審議会等への女性登用の促進	「愛川町の審議会等の運営に関する基本指針」に基づき、審議会等の委員への女性の登用を促進します。	行政推進課

（２）町組織における女性職員の登用

No.	事業名	事業内容	担当課
63	女性管理職の登用推進	能力や実績を踏まえ、女性職員の管理職への登用を推進します。	総務課
64	女性職員の採用推進	一般事務職における女性職員の採用割合の増加に努めます。	総務課
65	町職員における職域の平等化	個人の能力や適性を踏まえ、男女区別のない職務配置を図ります。	総務課

（３）地域団体・事業所等における女性登用の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
66	地域団体における女性参画の促進	自治会や町に関連するさまざまな地域団体に対し、女性の積極的な登用を働き掛けます。	生涯学習課
67	事業所に対する女性登用の促進	事業所に対し、女性の積極的登用や職域拡大を働き掛けます。	商工観光課

（４）防災分野における女性参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
68	防災会議等における女性登用の推進	町民の多様な意見を取り入れるため、防災会議等における女性の登用を推進します。	危機管理室
69	自主防災組織等への女性参画の促進	自主防災組織や防災訓練等への女性参画を促進します。	危機管理室
70	避難所運営等への女性参画の推進	災害時における避難所運営や被災者支援、備品の確保等について、女性の視点を取り入れた防災対策を進めます。	危機管理室

施策の方向２　さまざまなチャレンジ支援

我が国における女性の就業率は着実に上昇してきていますが、就業を希望しているものの、育児や介護等を理由に働いていない女性（女性の非労働力人口のうち就業希望者）は、２７４万人（総務省「労働力調査（平成２８年）」）に上っています。また、子育て期の女性に焦点を当てると、第一子出産を機に半数近くの女性が離職するなど、出産・育児を理由に離職する女性は依然として多く、年齢別に見ると30歳代の落ち込みが見られる、いわゆるM字カーブ※1となっています。

雇用形態を見ると、女性は出産・育児等による離職後の再就職にあたって非正規雇用労働者となる場合が多いことなどから、女性における非正規雇用労働者の割合は半数以上となっています。

このため、性別にとらわれることなく個人の能力が十分に発揮でき、社会のあらゆる分野で活躍し続けることができるよう、「男女雇用機会均等法」の一層の周知を図るなど、就業の場における男女の均等な機会を促進します。また、出産や育児、介護等で仕事を中断した男女の再就職や起業等に向けた支援を充実していきます。

愛川町における女性の年齢別労働力率

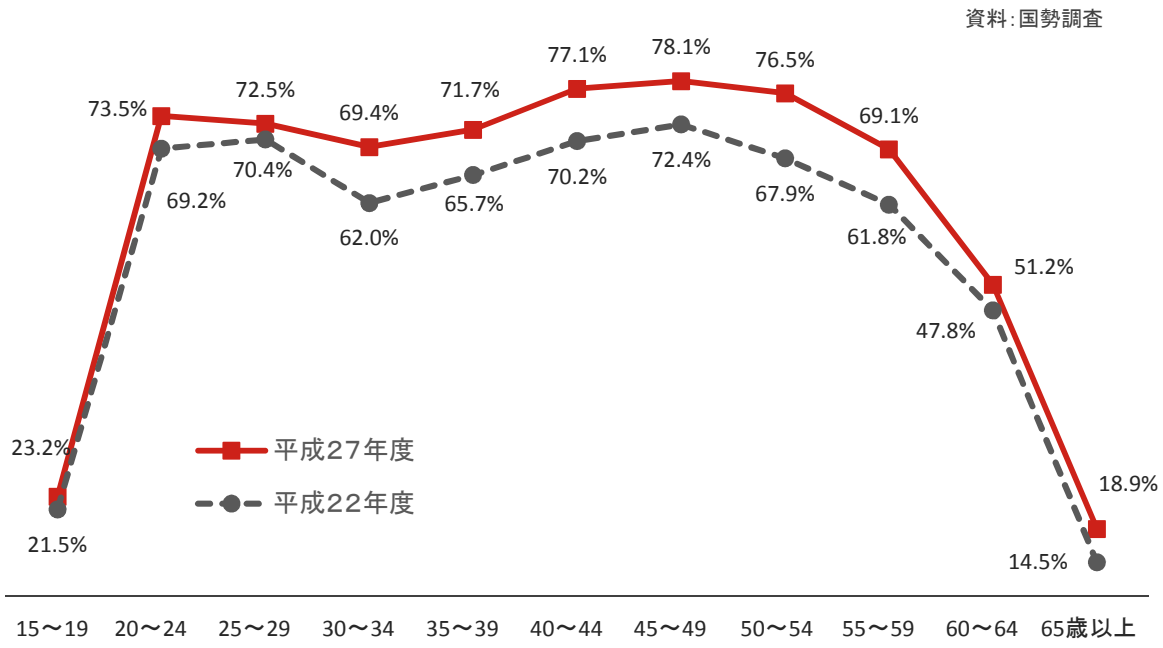

※1 M字カーブ

日本における女性の年齢階級別の労働力率をグラフ化したときに描かれるM字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる３０歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映しています。

主要施策

（１）男女の均等な雇用機会確保の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
71	男女雇用機会均等法の理解促進	町内事業所に対し、男女が意欲・能力に応じて均等な待遇で働けるよう、「男女雇用機会均等法」に対する理解を促進します。	商工観光課
72	多様な雇用形態に対する支援	パートタイム労働者や派遣労働者の労働環境が向上するよう、「パートタイム労働法」や「労働者派遣法」等の関連法に対する事業所の理解を促進します。	商工観光課

（２）再就職・起業への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
73	再就職への支援	ハローワーク等の関係機関と連携し、再就職に関する相談やセミナー、職業訓練等の情報提供を推進します。	商工観光課
74	起業の支援	テレワーク※1を含む起業や空き店舗を活用して新たな事業を行うための起業を支援します。	商工観光課

※1　テレワーク
テレワークとは、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。
「tele＝離れたところ」と「work＝働く」を合わせた造語

第４章　計画の推進

１　推進体制

１　町民との連携

町民や団体、事業所等にこの計画の周知を図り、連携しながら男女共同参画社会の実現を目指します。

本計画の進行管理にあたっては、町民や学識経験者などで構成する「愛川町男女共同参画基本計画推進委員会」において、本計画の推進に関する事項について意見を聴き、町民と行政が一体となった取組みを推進します。

２　庁内体制の整備

本計画は、所管課だけではなく関係各課との連絡・調整を図りながら総合的に推進します。

そのため、庁内の関係部局で構成する「愛川町男女共同参画行政推進会議」において、計画の総合調整や庁内の横断的な連携を図り、効果的な取組みを行います。

３　関係機関との連携

男女共同参画の取組みをより一層効果的に進めるため、県や関係機関との連携・協力関係を強化するとともに、男女共同参画に必要な制度や施策について国や県に要望します。

２ 指標一覧

基本目標	指　　標	現状値（H28）	目標値（H35）	算出根拠
Ⅰ 人権の尊重による男女の平等	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	58.6%	６４％	「町男女共同参画基本計画アンケート調査」 約５ポイント増
	配偶者等からの暴力を受けた人で「誰かに相談した」と回答した人の割合	45.1%	５０％	「町男女共同参画基本計画アンケート調査」 約５ポイント増
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	41.4%	４６％	「町男女共同参画基本計画アンケート調査」 約５ポイント増
	「家庭生活において、男女が平等に扱われている」と思う人の割合	36.1%	４１％	「町男女共同参画基本計画アンケート調査」 約５ポイント増
Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の占める割合	26.2%	３０％	「町審議会等の運営基本指針」に定める目標値
	町職員の管理的地位における女性の占める割合	9.3%	12%以上	「町女性職員の活躍推進行動計画」に定める目標値

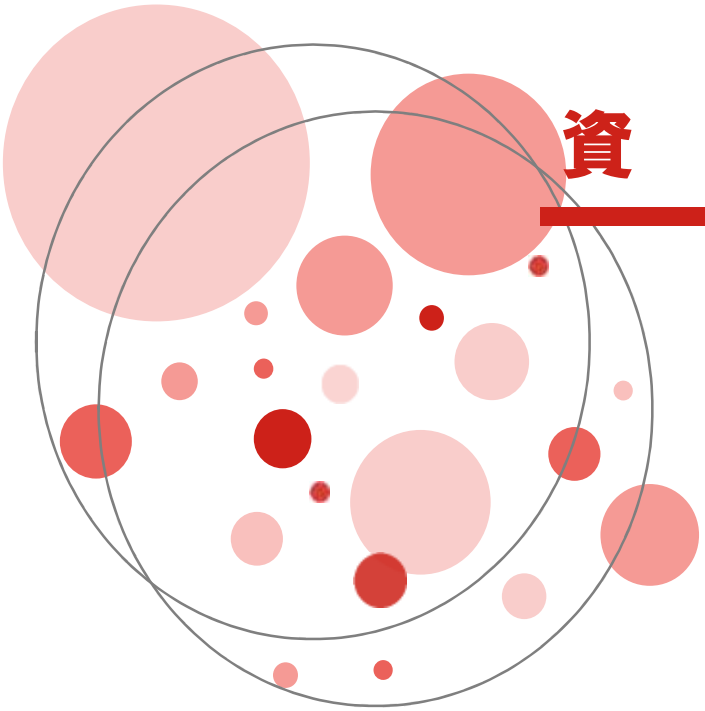

資　料　編

1　後期基本計画の策定経過

年　月　日	開催会議及び内容等
平成２８年 ７月１５日	第２次男女共同参画基本計画策定検討委員会（庁内会議） 男女共同参画行政推進会議（庁内担当者会議） 〇後期基本計画策定のスケジュールについて 〇住民アンケート調査について 〇前期基本計画の施策・事業等について
７月２６日	第１回男女共同参画基本計画推進委員会 〇後期基本計画策定のスケジュールについて 〇住民アンケート調査について 〇前期基本計画の施策・事業等について
９月５日 ～９月２６日	住民アンケート調査実施
平成２９年 ２月１日	第２次男女共同参画基本計画策定検討委員会（庁内会議） 男女共同参画行政推進会議（庁内担当者会議） 〇住民アンケート調査の結果について 〇前期基本計画の施策・事業等の見直しについて 〇今後の策定スケジュールについて
２月２２日	第２回男女共同参画基本計画推進委員会 〇住民アンケート調査の結果について 〇前期基本計画の施策・事業等の見直しについて 〇今後の策定スケジュールについて
５月１１日	第２次男女共同参画基本計画策定検討委員会（庁内会議） 男女共同参画行政推進会議（庁内担当者会議） 〇後期基本計画策定のスケジュールについて 〇後期基本計画素案について
９月２５日	教育委員会９月定例会 〇後期基本計画案の説明

年　月　日	開催会議及び内容等
10月10日	政策調整会議 〇後期基本計画案について
10月16日	行政経営会議 〇男女共同参画基本計画推進委員会への諮問案の決定
10月26日	第１回男女共同参画基本計画推進委員会 〇計画案の諮問、審議
11月15日	第２回男女共同参画基本計画推進委員会 〇計画案に対する答申案のとりまとめ
11月24日	男女共同参画基本計画推進委員会答申書の提出 〇推進委員会委員長から教育長へ答申書の提出
11月27日	教育委員会11月定例会 〇計画案に対する答申内容の報告
12月11日	政策調整会議 〇パブリック・コメント手続（案）の決定
平成30年 1月11日 ～1月31日	パブリック・コメント手続
2月15日	行政経営会議 〇計画案の決定
3月23日	議会全員協議会 〇計画策定の報告

２　諮問書・答申書

㊞写

２９　愛　教　生

平成２９年１０月２６日

愛川町男女共同参画基本計画推進委員会

委員長　荻　田　允　子　殿

愛川町教育委員会

教育長　佐　藤　照　明

第２次愛川町男女共同参画基本計画後期基本計画（案）について（諮問）

第２次愛川町男女共同参画基本計画後期基本計画（案）について、別紙のとおり策定しましたので、愛川町附属機関の設置に関する条例に基づき諮問いたします。

記

１　諮問事項

第２次愛川町男女共同参画基本計画後期基本計画（案）について

２　計画期間

平成３０年度から平成３５年度まで（６か年）

（事務担当は、生涯学習課生涯学習班）

写

平成２９年１１月２４日

愛川町教育委員会

教育長　佐　藤　照　明　殿

愛川町男女共同参画基本計画推進委員会

委員長　荻　田　允　子

第２次愛川町男女共同参画基本計画後期基本計画（案）について（答申）

平成２９年１０月２６日付け文書をもって諮問のありました標記のことにつきましては、慎重に審議した結果、その内容は概ね妥当なものと判断します。

なお、次の意見を付しますので、その趣旨を計画策定及び事業実施にできる限り反映されるよう要望し、答申といたします。

記

１　人権の尊重による男女の平等

男女共同参画社会の実現とは、性別のみならず、さまざまな個性を認め尊重しあう社会の実現を意味するものです。子ども、高齢者、障がい者、性的少数者等が安心して生活をすることができるよう人権尊重の観点から意識啓発の取り組みを進め、特に子どものころから人権に対する意識を身に付けることは重要であることから、人権教育により一層取り組むことを求めます。

２　ワーク・ライフ・バランスの実現

女性の職業生活における活躍推進には、社会全体で長時間労働を見直し、家事や育児などの家庭生活と仕事とを両立できる環境整備が必要です。アンケート調査では「仕事と生活を両立」している人は３割台にとどまることから、町の取り組みと

して、引き続き事業所に対する理解促進に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、「保育サービス等の子育て支援の充実」や「高齢者・障がい者介護への支援」に引き続き取り組んでください。

3　あらゆる分野への男女共同参画の推進

地域活動等の方針決定過程への女性の参画を促進していくことは大変重要であり、特に防災分野では、男女それぞれの立場に配慮した防災体制づくりが求められ、災害時における避難所運営や被災者支援等について、多様な視点を取り入れる必要があることから、地域活動の場へ男女が共に参画できるよう、引き続き働き掛けに努めることを要望します。また、事業所では、性別や雇用形態などに関わらず、すべての労働者が安心して働けるよう、それぞれに配慮した職場環境の整備が課題になることから、職場におけるリスク管理や職場づくりの講習など、町から事業所への効果的な支援を期待します。

4　計画の推進について

男女共同参画社会の実現に向けた事業は、子育て支援・福祉・教育等、広範囲にわたることから、事業を展開していく上では、庁内の体制を整備、充実し、総合的に推進していくことが望ましいと考えます。したがって、計画の推進にあたっては、町民や関係団体、事業者等が連携し、協力しながら引き続き取り組むとともに、庁内の関係部局で構成する男女共同参画行政推進会議において、計画の総合調整や横断的な連携を図り、より一層効果的な施策の推進に努めてください。

３　愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則

平成26年3月31日
教委規則第2号

（趣旨）

第1条　この規則は、愛川町附属機関の設置に関する条例（平成26年愛川町条例第1号）に基づき設置された愛川町男女共同参画基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条　委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1)　男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条に基づく男女共同参画基本計画の策定及び総合的な推進に関すること。

(2)　その他男女共同参画の推進のために必要な事項

（委員）

第3条　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　公募による町民等

(2)　学識経験を有する者

(3)　区長会の代表者

(4)　町社会福祉協議会の代表者

(5)　教育関係者

(6)　関係団体等の代表者

２　委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条　委員会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条　委員会の庶務は、男女共同参画事務主管課において処理する。

(委任)

第8条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

４　愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿

選出区分	団体名等	氏　　名	備　考
公募による町民等		山　﨑　ナ　ナ	
		堀　籠　祐　子	
学識経験を有する者	女性有識者	◎荻　田　允　子	
	厚木保健福祉事務所 生活福祉課長	三　好　健　一	
区長会の代表者	町区長会代表	榎　本　照　夫	H28.4.1 ～H29.3.31
		杉　山　　薫	H29.4.1 ～H30.3.31
町社会福祉協議会 の代表者	町社会福祉協議会会長	萩　原　庸　元	
教育関係者	町小中学校長会代表	桐　生　嘉久子	
関係団体等の代表者	町婦人団体連絡協議会 会長	萩　原　元　子	
	町健康づくり推進委員 委員長	諏訪部　貴美代	H28.4.1 ～H29.3.31
		篠　﨑　美　和	H29.4.1 ～H30.3.31
	愛甲商工会女性部部長	○阿　部　文　子	
	町内労働団体代表	具志堅　　誠	
	町青少年指導員連絡協 議会会長	森　　敏　彦	

◎委員長　○副委員長

任期：平成２８年４月１日～平成３０年３月３１日

第2次愛川町男女共同参画基本計画
後期基本計画

平成30年3月

発行　愛川町

編集　愛川町教育委員会生涯学習課

〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田２５１番地１

電話　０４６－２８５－２１１１（代）

FAX　０４６－２８６－４５８８

神奈川県愛川町